

## 令和5年5月市議会臨時会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
1	報告第 1 号	令和5年度高槻市一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告について	<p>&lt;補 正 額&gt; 2, 1 8 1, 5 1 5千円</p> <p>&lt;補正後の総額&gt; 1 3 5, 4 3 0, 3 4 0千円</p> <p style="text-align: right;">(2 ページ参照)</p>
2	報告第 2 号	高槻市市税条例中一部改正の専決処分報告について	<p>&lt;令和5年5月市議会臨時会専決処分報告条例概要のとおり&gt;</p> <p style="text-align: right;">(3 ページ参照)</p>
3	報告第 3 号	境界確定請求事件の第一審判決に対する控訴の提起の専決処分報告について	<p>&lt;提 起 の 要 旨 &gt; 本市を被告とする境界確定請求事件に関する大阪地方裁判所の判決（令和5年4月28日）を不服とし、大阪高等裁判所に控訴を提起したものを。</p> <p>&lt;専決処分理由&gt; 本件控訴について、市議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものである。</p>

## 令和5年度 専決補正予算主要内容（3月30日付け）

種 別	事業名等	補正額(千円)	主 要 内 容
一 般 会 計 歳 出			
健康福祉部	住民税非課税世帯給付金	1,602,720	令和5年度の住民税非課税世帯に対する給付金給付 対象一世帯当たり 3万円給付
子ども未来部	子育て世帯生活支援特別給付金給付 (ひとり親)	223,570	低所得の子育て世帯に対する給付金給付（ひとり親） 対象児童一人当たり 5万円給付
	子育て世帯生活支援特別給付金給付 (その他世帯)	355,225	低所得の子育て世帯に対する給付金給付（その他世帯） 対象児童一人当たり 5万円給付
一般会計歳入	国庫支出金		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 <span style="float: right;">1,602,720</span>
		2,181,515	子育て世帯生活支援特別給付金給付（ひとり親）事業費補助金 <span style="float: right;">223,570</span>
			子育て世帯生活支援特別給付金給付（その他世帯）事業費補助金 <span style="float: right;">355,225</span>

## 令和5年5月市議会臨時会専決処分報告条例概要

報告番号	付議事項	理由及び要旨	備考																
2	高槻市市税条例中一部改正の専決処分報告について	<p>「地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）」による地方税法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、次のとおり改正を行う。</p> <p>1 個人市民税関係</p> <p>(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和9年度（現行：令和6年度）まで延長する。（附則第17条関係）</p> <p>(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和8年度（現行：令和5年度）まで延長する。（附則第35条関係）</p> <p>2 軽自動車税関係</p> <p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車を取得した翌年度に限り種別割の税率を軽減する特例措置に係る取得期限を次のとおり延長する。（附則第31条の3関係）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 30%;">内 容</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">取 得 期 限</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">改正後</th> <th style="width: 10%;">現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車・天然ガス軽自動車</td> <td>おおむね75%軽減</td> <td>令和7年度</td> <td rowspan="2">令和4年度</td> </tr> <tr> <td>ガソリン軽自動車のうち営業用の乗用のもの</td> <td>おおむね50%軽減</td> <td rowspan="2">令和6年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>おおむね25%軽減</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 本条例において引用する法の条項の移動等に伴い、所要の規定整備を行う。</p>	区 分	内 容	取 得 期 限		改正後	現 行	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	おおむね75%軽減	令和7年度	令和4年度	ガソリン軽自動車のうち営業用の乗用のもの	おおむね50%軽減	令和6年度		おおむね25%軽減		令和5年4月1日から施行する。
区 分	内 容	取 得 期 限																	
		改正後	現 行																
電気軽自動車・天然ガス軽自動車	おおむね75%軽減	令和7年度	令和4年度																
ガソリン軽自動車のうち営業用の乗用のもの	おおむね50%軽減	令和6年度																	
	おおむね25%軽減																		